

特別養護老人ホーム椿寿園 運営規程

（事業の目的）

第 1 条 社会福祉法人真亀会が開設する特別養護老人ホーム椿寿園（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し適正な指定介護老人福祉施設サービス（以下「サービス」という。）の提供をすることを目的とする。

（施設の目的及び運営方針）

第 2 条 施設は、入居者一人ひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるように配慮しながら、入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援することを旨とする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行ない、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（施設の名称等）

第 3 条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 特別養護老人ホーム椿寿園
- ② 所在地 真岡市亀山350-20

（利用定員）

第 4 条 施設はその利用定員を70名とする。

2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員及び居室の定員を越えて入居させないものとする。

（職員の職種名・員数及び職務内容）

第 5 条 施設に勤務する職員の職種・員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1 名
施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- ② 生活相談員 1 名以上
入居者の処遇及び改善と、入居者とその家族に対し相談援助業務を行なう。
- ③ 看護職員 3 名以上
入居者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

- ④ 介護職員 25名以上
入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。
- ⑤ 機能訓練指導員 1名以上（非常勤又は兼務）
入居者の機能回復、機能の維持に必要な訓練及び指導に従事する。
- ⑥ 事務職員 1名以上
施設の庶務及び会計事務に従事する。
- ⑦ 介護支援専門員 1名以上
施設サービス計画を作成し、介護支援に関する業務に従事する。
- ⑧ 医師 1名（非常勤）
入居者の診療及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。
- ⑨ 管理栄養士 1名
入居者に提供する食事の管理、入居者の栄養指導に従事する。

（内容及び手順の説明及び同意）

第 6 条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他の入居申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行ない、当該サービス提供の開始について入居申込者又はその家族の同意を得たうえで契約する。

（受給資格等の確認）

第 7 条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスの提供に努める。

（入退所）

第 8 条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な方に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合や、その他入居申込者に対し適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な医療機関や介護老人保健施設を紹介するなどの適切な措置を速やかに講ずるものとする。

4 施設は、入居申込者の入居に際しては、心身の状況や病歴等の把握に努め

る。

- 5 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その入居者及びその家族の希望、入居者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、入居者の円滑な退所のために必要な援助を行なう。
- 6 施設は、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等により、入居者について、心身の状況や置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討する。
- 7 施設は、入居者の退所に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保険医療サービス又は福祉サービスを提供する事業者等との密接な連携に努める。

（入退所の記録の記載）

- 第 9 条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該入居者の被保険者証に記載する。

（介護の基準）

- 第 10 条 施設は、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、入居者の心身の状況に応じて、その処遇を適切に行なう。
- 2 施設は、施設サービスを提供するにあたっては、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行なう。
 - 3 施設は、職員が施設サービスを提供するにあたっては懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行なう。
 - 4 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行ない、常にその改善を図ることとする。
 - 5 施設サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行なうものとする。
 - 6 施設サービスの提供にあたっては、入居者の人権に十分に配慮し、心身的虐待行為の禁止は勿論のこと、入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等入居者の行動を制限する行為を行なってはならない。また、入居者の人権、社会的身分、門地、宗教、思想信条等によって差別的又は優先的取扱いを行なってはならない。

（施設介護サービス計画）

- 第 11 条 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関す

る業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員は、施設サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により、入居者についてその有する能力、置かれている環境等の評価を通じて現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握しなければならない。
- 3 介護支援専門員は、入居者及びその家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、入居者に対する施設サービス計画の提供にあたる他の職員と協議のうえ、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供するうえで留意すべき事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 4 介護支援専門員は、施設サービス計画の原案について、入居者に対して説明し、同意を得なければならない。
- 5 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後においても、施設サービスの提供にあたる他の職員との連絡を継続的に行なうことにより、施設サービス計画の実施状況の把握を行なうとともに、入居者についての解決すべき課題の把握を行ない、必要に応じて施設サービス計画の変更を行なう。

（介護の内容）

- 第12条 介護にあたっては、入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立の支援と日常生活の充実に資するように適切な技術をもって行なう。
- 2 施設は、身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるように、適切な方法による入浴の機会を提供する（入浴できないといきは清拭）
 - 3 施設は、入居者の心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行なう。
 - 4 施設は、オムツを使用せざる得ない入居者についてはオムツを適切に取り替える。
 - 5 施設は、前各項のものの他、入居者に対し、離床、着替え、整容等の介護を適切に行なう。

（食事の提供）

- 第13条 入居者の食事は、栄養並びに入居者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行なうこととする。
- 2 入居者の食事は、入居者の自立の支援に考慮し、可能な限り離床して行なわれるように努める。

（機能訓練）

第14条 施設は、入居者に対し、施設サービス計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能の改善又は維持のための訓練を行なう。

（健康管理）

第15条 施設の医師及び看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意するとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

2 入居者に入院の必要な事態が生じた場合には、速やかに別に定める協力病院等に引き継ぐものとする。

（入居者の入院期間中の取扱い）

第16条 施設は、入居者について、病院等に入院する必要がある場合であって、概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者又はその家族の希望などを勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居することができるようにする。

（相談及び援助）

第17条 施設は、常に入居者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族の相談に応じるとともに、必要な助言やその他の援助を行なうものとする。

2 施設は、要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行なわれているかどうかを確認し、申請が行なわれていない場合には、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行なわれるように必要な援助を行なう。

3 施設は、要介護認定更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前には行なわれるように必要な援助を行なう。

（社会生活上の便宜の供与）

第18条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行なうこれらの活動を支援するものとする。

2 施設は、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者又はその家族において行なうことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行なうこととする。

- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するように努める。

（利用料その他の費用）

第19条 施設が法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した場合には、その入居者から利用料の一部として、指定介護老人福祉施設サービスに係わる施設介護サービス費用基準額から施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 3 施設は、前2項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを入居者から受けることができる。なお、居住費及び食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。

① 食時の提供に要する費用 1,795円（1日あたり）

② 居住に要する費用 915円（1日あたり）

ただし、増床部については、1日あたり970円とする。

③ 理美容代 実費とする。

④ 入居者が選定する特別な食事の提供を行なったことに伴い必要となる費用。

⑤ 入居者が選定する特別な居室の提供を行なったことに伴い必要となる費用。

⑥ 前各号の他、日常生活において通常必要となるものであって、入居者に負担せせることが適当と認められる便宜の提供に係るもの。

- 4 施設は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、予め入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行ない、入居者の同意を得ることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には予め入居者又はその家族に対し説明を行ない、入居者の同意を得ることとする。

- 5 施設は、前項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付することとする。

（協力病院）

第20条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、予め協力病院を定めておく。

（衛生管理等）

第21条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲料水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行なう。

（掲示）

第22条 施設は、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、施設の見やすい場所に掲示する。

（秘密の保持）

第23条 施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密保持を厳守する。

2 施設は、施設の職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないように必要な措置を講じることとする。

3 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する場合、予め文書により入居者の同意を得ることとする。

（苦情の処理）

第24条 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、入居者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第25条 サービス利用にあたっては次のことに留意する。

- ① 入居者に面会をしようとする者は、面会簿に所定事項を記載し確認を得て面会しなければならない。面会の時間は午前8時30分から午後8時までとする。
- ② 入居者は、外出又は外泊をしようとするときは、その都度行き先、用件、施設へ帰着する予定の日時等を施設へ届け出て許可を得なければならない。

（禁止行為）

第26条 入居者は施設内で次の行為をしてはならない。

- ① 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の

自由を侵すこと。

- ② けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- ③ 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- ④ 指定された場所以外で火気を用いること。
- ⑤ 施設が定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒すること。
- ⑥ 故意に施設もしくは設備、物品に損害を与え、又はこれらを持ち出すこと。
- ⑦ その他施設が定めたこと。

（損害賠償）

第27条 入居者が、故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ又は現状に回復させることができる。

（事故発生・緊急時の対応）

第28条 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

2 施設は、現に施設サービスの提供を行なっているときに、入居者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに医師又は協力病院への連絡を行なう等の必要な措置を講じる。

3 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償することとする。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

（非常災害対策）

第29条 施設は、非常その他緊急の事態に備え、執るべき措置について予め対策をたて、職員及び入居者に周知徹底を図るため、定期的に避難及び訓練などを実施する。

（記録の整備）

第30条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておく。

2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

（身体拘束の制限）

第31条 職員は、施設サービスの提供にあたっては、入居者の生命又は身体

を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行ってはならない。

なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行なう場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

（虐待の防止に関する事項）

第32条 施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 職員に対し、虐待のための研修を定期的実施する。
- ④ 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（業務継続計画の策定等）

第33条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は職員に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（地域との連携）

第34条 施設は、その運営にあたっては、地域住民又は住民の活動との連携、協力を行なうなど、地域との交流に努めるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第35条 施設は、入居者に対して適切な施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定める。

- 2 施設は、職員の資質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。
- 3 施設の職員は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密保持を厳守する。
- 4 職員でなくなった者についても秘密を保持させるため、その旨を雇用契約内容に明記する。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人真亀会理事長が別に定めるものとする。

尚、就業規則 第3章【服務】第25条・第26条・第27条・第28条に追記されたセクシャルハラスメント・パワーハラスメントの禁止や相談窓口の設置対応及び個人情報保護について順守すること。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成17年 2月19日から施行する。
この規程は、平成17年 3月19日から施行する。
この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成17年10月 1日から施行する。
この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。
この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。
この規程は、平成29年 5月 1日から施行する。
この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する。
この規程は、令和 6年10月 1日から施行する。
この規程は、令和 7年 9月 1日から施行する。